給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

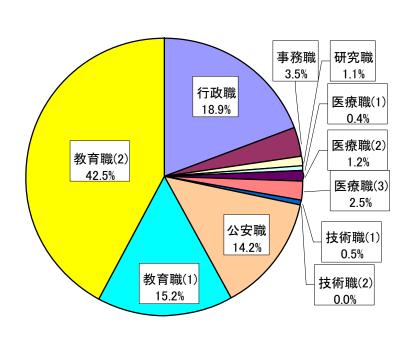
平成 25 年 10 月 栃木県人事委員会

目 次

	ページ
① 給与勧告の対象職員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
② 給与勧告の手順 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較) ・・・・・・・・・・・	3
④ 主な報告及び勧告の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
⑤ 職員(行政職員)モデル給与例 ・・・・・・・・・・・・・・・	5
⑥ 最近の給与勧告の実施状況(行政職員関係) ・・・・・・・・・・・	6

① 給与勧告の対象職員

平成 25 年 4 月 1 日現在の給与勧告対象職員(再任用職員及び休職者等を除く。)は 23,079 人(平均年齢は 43.4歳)であり、このうち、 民間給与との比較を行っている行政職員(注)は、5,017 人(平均年齢 44.2歳)で、全体の 21.7%となっています。 また、教育職給料表適用職員については、57.7%と全体の半数以上を占めています。



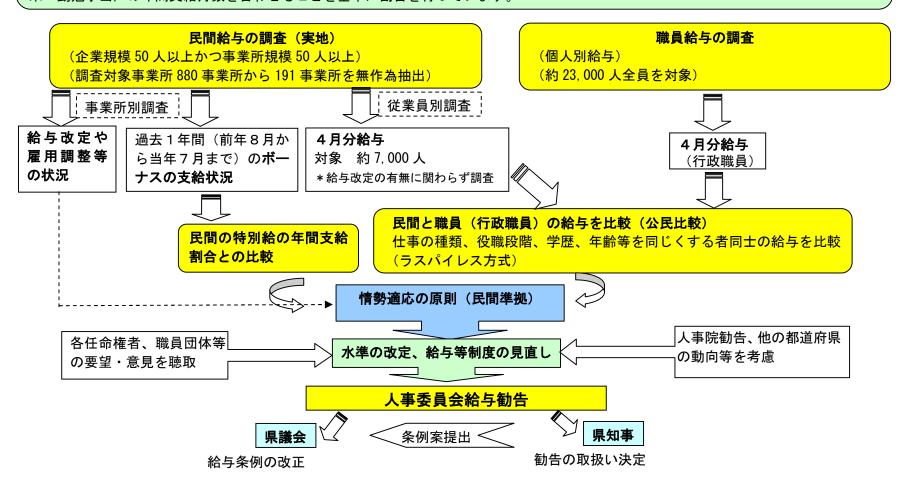
給料表	職員の例	職員数	平均年齢
		人	歳
行政職給料表	一般行政職員	4, 363	43. 4
事務職給料表	小・中・高校等の事務職員	794	44. 9
研究職給料表	研究員	262	42. 0
医療職給料表(1)	医師、歯科医師	91	46. 2
医療職給料表(2)	薬剤師、栄養士等	280	40. 9
医療職給料表(3)	保健師、看護師	566	38. 2
技術職給料表(1)	学校栄養士	118	40. 6
技術職給料表(2)	学校看護師	2	53. 9
公安職給料表	警察官	3, 277	38. 1
教育職給料表(1)	高校、特別支援学校の教員	3, 511	44. 5
教育職給料表(2)	小・中学校の教員	9, 815	45. 1
	計	23, 079	43. 4

(注) 行政職員とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用を受ける職員(5,157人)のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び平成25年4月1日付け新規学卒の採用者(140人)を除いたもの

② 給与勧告の手順

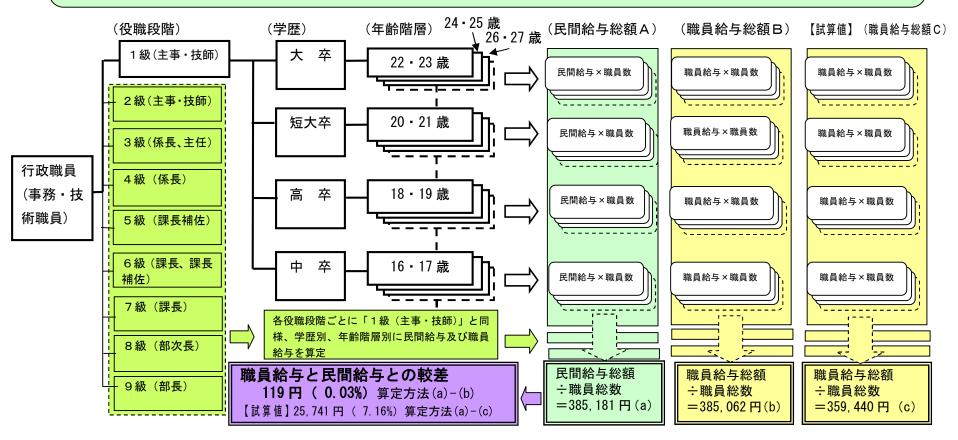
栃木県人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均 衡させることを基本とし、人事院勧告の内容等を踏まえて、勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、職員の支給総額(B)に比べてどの程度差があるかを算出しています。具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

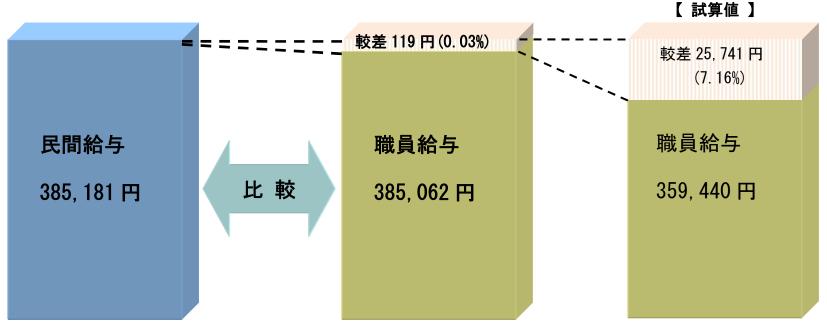


(注) 【試算値】は、平成25年7月1日からの職員の給与の特例に関する条例(平成25年栃木県条例第56号。以下「特例条例」という。)による減額措置が、 本年4月1日に実施されていたと仮定した場合の金額。

④ 主な報告及び勧告の内容

(1) 月例給

本年4月分の職員給与と民間給与との比較を行った結果、その較差は119円(0.03%)と小さく、給料表等の適切な改定を行うことが困難なため、改定を行わないこととしました。



(注) 【試算値】は、平成25年7月1日からの特例条例による減額措置が、本年4月1日に実施されていたと仮定した場合の金額。

(2) 特別給 (ボーナス)

職員の年間平均支給月数(3.95月)と民間の年間支給割合(3.96月)はおおむね均衡していることから、改定を行わないこととしました。

(3)給与構造改革における経過措置額の廃止

経過措置額(※)については、本県の実情等を考慮し、平成26年4月1日から段階的に廃止することとしました。 ※ 平成18年度の給料表水準の引下げ(平均約4.8%)に伴い、新旧給料月額の差額を支給することとした経過措置。

⑤ 職員(行政職員)モデル給与例

(単位:円)

⊘几 π±⊪	役 職 年 齢	家族構成	平成 25 年 4 月		特例条例による減額後		年間給与
1文 城			月額	年間給与	月額	年間給与	額の差
主事	25 歳	独身	210, 535	3, 358, 033	200, 640	3, 268, 978	▲ 89, 055
主 任	35 歳	配偶者、子1人	322, 875	5, 182, 690	308, 639	5, 054, 566	▲ 128, 124
係長	45 歳	配偶者、子2人	412, 870	6, 701, 855	383, 131	6, 434, 204	▲ 267, 651
課長補佐	50 歳	配偶者、子2人	461, 865	7, 568, 720	429, 142	7, 274, 213	▲ 294, 507
課長	55 歳	配偶者	548, 808	8, 680, 066	504, 710	8, 283, 184	▲396, 882
部長	58 歳	配偶者	649, 572	10, 729, 028	599, 146	10, 275, 194	▲ 453, 834
行政	職員平均	(44.2歳)	385, 062	6, 230, 659	359, 440	6, 000, 060	▲ 230, 599

⁽注) 1 「特例条例による減額後」は、平成25年7月1日からの特例条例による減額措置後のものである。

² モデル給与例の月額及び年間給与は、給料月額、扶養手当、給料の特別調整額及び地域手当(2.5%)を基礎に算出 (課長:給料の特別調整額(79,700円)、部長:給料の特別調整額(114,700円))

⑥ 最近の給与勧告の実施状況(行政職員関係)

職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、ここ数年、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いています。

	月例給	特別給(オ	ドーナス)	行政職員の平均年間給与	
	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年	0. 25%	4.95月	▲0.30月	▲10.7万円	▲ 1.6%
平成12年	0. 11%	4.75月	▲0.20月	▲7.5万円	▲ 1. 1%
平成13年	0.05%	4.70月	▲0.05月	▲1.9万円	▲0.3%
平成14年	▲ 1.95%	4.65月	▲0.05月	▲15.9万円	▲ 2. 3%
平成 1 5 年	▲ 1.06%	4. 40月	▲0.25月	▲17.6万円	▲ 2.6%
平成16年	勧告なし(注)	4. 40月	_	_	_
平成17年	▲0.35%	4. 45月	0.05月	▲0.3万円	▲0.04%
平成18年	0.49%	4. 45月		3. 2万円	0.5%
平成19年	1. 01%	4.50月	0.05月	8. 7万円	1. 3%
平成20年	0.38%	4.50月	_	2. 6万円	0.4%
平成21年	▲0.26%	4. 15月	▲0.35月	▲16.1万円	▲ 2.4%
平成22年	▲0.28%	3.95月	▲0.20月	▲10.0万円	▲ 1.6%
平成23年	▲0.30%	3.95月		▲1.9万円	▲0.3%
平成24年	勧告なし(注)	3.95月		_	
平成25年	勧告なし(注)	3.95月	_	_	_

⁽注) 平成16年、平成24年及び平成25年においては、給与水準改定以外の勧告あり。